

横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育施設改修費等補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、保育サービスの供給を増やすとともに、待機児童の解消を図り、もって子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として行う私立幼稚園における長時間預かり保育等の事業の実施に必要な施設の改修等に係る費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号に規定する私立の幼稚園をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、学校法人又は社会福祉法人が市内に設置したものをいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定による認定を受けた幼稚園又は認定こども園法第3条第3項の規定による認定を受けた連携施設のうち、学校法人が市内に設置するものをいう。
- (4) 長時間預かり保育 私立幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後、長期休業期間中等に当該私立幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動をいう。
- (5) 長時間預かり保育等 長時間預かり保育及び3歳未満児の保育の両方又はいずれかをいう。
- (6) 長期休業期間 私立幼稚園が個別に定める学年始、夏季、冬季及び学年末の長期休業日で、次に掲げる日以外の日をいう。
 - ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 12月29日から1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を申請することができるものは、次の各号のいずれにも該当する私立幼稚園とする。

- (1) 事業開始後一定期間内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園

も園に移行すること（3歳未満児を受け入れる場合にあっては、幼稚園として子ども・子育て支援新制度に移行した上で併せて小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）を実施することを含む。）に関する計画（以下「認定こども園化移行等計画」という。）を策定していること。

（2）認定こども園化移行等計画の期間内に、幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準（幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第39号）及び認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第38号）に規定する基準をいう。）を満たすこと。

（3）補助金の交付を受けて行った改修等が完了した日の属する年度又は翌年度に長時間預かり保育等（横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育等運営費支援事業補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）に定める実施要件を満たすものに限る。次号において同じ。）を実施すること。

（4）前号の事業開始後、認定こども園化移行等計画期間における幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行するまでの間継続的に長時間預かり保育等を実施すること。

（5）過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、長時間預かり保育等事業の実施に必要な施設の要件を満たすために行う、施設の一部改修等に要する費用とする。ただし、次に掲げる改修等に要する費用については、補助の対象としないものとする。

（1）改修等が、国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の対象となる場合の費用

（2）改修等が、施設全体の整備（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）の一部として行われるものである場合の費用

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額とする。

（1） 2,433万6千円

（2）前条本文の費用の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除

した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該施設改修等の内容について、事前に市長と相談するものとする。

2 前項の相談に当たっては、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書その他必要な書類を提出するものとする。

3 市長は、第1項の相談を受けたときは、法令等に基づき、必要な指導を行うものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。ただし、前条の事前相談において提出したのと同じ書類は省略することができる。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

（1）設計図（既存建物との関係を明らかにしたもの）

（2）仕様書

（3）見積書

（4）法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

（5）認定こども園化移行等計画の写し

（実績報告）

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

（1）契約書の写し

（2）支払領収書の写し

（3）建築検査済証の写し

（4）補助対象となった建物等の写真

（関係書類の保存期間）

第9条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他の事項）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行し、改正後の横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育施設改修費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日時点において長時間預かり保育等を実施している私立幼稚園にあっては、改正後の横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育施設改修費等補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）第3条第1号中「策定している」を「策定する」と読み替えて適用するとともに、改正要綱第6条第2項第4号に掲げる書類は省略することとし、改正要綱第7条に規定する市長の定める書類に認定こども園化移行等計画の写しを加えることとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。